

市内小中学校の一斉臨時休業期間を5月31日まで延長

～児童生徒の安全・安心を第一に～

市原市では、令和2年4月7日に国が公示した「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を踏まえ、緊急事態宣言期間中（※5月6日まで）は、市内小中学校を一斉臨時休業としております。

5月7日の学校再開の可否について検討した結果、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている状況から、児童生徒の安全・安心を第一に考え、市内小中学校の臨時休業期間を延長することといたしました。また、その他の対応は以下のとおりです。

1 臨時休業期間について

- ・令和2年5月31日（日）までとします。今後の感染状況により、早期再開や延長を含め、変更する場合があります。

2 学習支援について

- (1) 今後も家庭学習内容を提示し、児童生徒の学習状況の把握に努めます。各学校に対し、家庭学習支援の更なる取組を通知しており、市内小中学校の統一的な取組を進めます。
- (2) 昨年度3月分および新年度4・5月分の授業を補うため、学校行事等を精選して授業を確保するほか、夏季休業や秋季休業、冬季休業等を活用して授業を実施します。詳細については、検討中です。
- (3) オンライン学習については、学年別・教科別に教材等をまとめたホームページ「市原市学びの部屋」を設けるとともに、通信環境のない家庭の子どもに対し、優先順位等を踏まえ、モバイルルーター等の貸与を行うオンライン家庭学習環境整備事業を実施します。

3 始業式・入学式について

- ・検討中です。

4 学校行事について

- (1) 運動会（小学校）・体育祭（中学校）
 - ・感染防止および授業時間の確保を優先し、実施しないものとします。
- (2) その他の学校行事は、感染防止および授業時間の確保を優先し、各学校の状況に応じて計画するものとします。

5 児童生徒の心のケアについて

- ・学級担任等を中心に、電話等を通じて児童生徒及び保護者と連絡を密にし、児童生徒の心身の健康状態を把握するとともに、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して心のケアに努めます。

6 児童の居場所の確保について

- ・ご家庭でみていただくことを原則としますが、小学生のいる家庭においてどうしても預ける場所がない等の場合については、保護者から学校に相談してもらい、感染防止に最大限の配慮をしながら、学校において居場所を確保します。